

第1回 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(改定版)」
改定に係る意見聴取会議 開催結果

1 日 時 平成25年7月16日(火) 午後3時から午後5時

2 場 所 京都ガーデンパレス 橘の間

3 出席者

(委員) 中村委員、桐野委員、井上委員、大島委員、北委員、桑原委員、
富名腰委員、和多田委員、寺井委員、小田委員、藤村委員
(欠席：芹澤委員、三木委員)

(京都府) 大谷府民生活部男女共同参画監、松村健康福祉部こども政策監、
福井家庭支援課長、田中家庭支援総合センター参事、
高田府警本部生活安全対策課警視 等

4 会議内容

各委員の主な意見

- 一時保護後の退所先は前回改定時もテーマになったが、就職と、住宅設定・母子寮等は概念が違う。就職とはどのような分類・どこに行ったことを指すのか。「帰宅」は心配なデータである。

(京都府)

- 住み込みで働く場合(仲居など)、企業の寮に居住する場合等を就職と分類している。生活保護を受けた上で地域で生活される場合等が住宅設定である。

帰宅は、元の家に戻るケースが多い。夫からの暴力を回避するために一時保護を受けられるが、帰宅を選択されることも多いのが実態。

- 夫の所に帰宅してまた被害が大きくなってしまいう例が、カウンセリングを実施している中で見受けられる。(一時保護は主旨2週間だが、家庭支援総合センターでの保護状況の平均は20日間程度。)国が示す2週間では、自分が受けているのがDVであると理解し、離婚を決断するに至るには期間が短い。継続し、集中してカウンセリングを受けなければ、この期間での自己決定は困難である。

平成20年度から経年比較し、相談件数は増えているが、府の調査結果では相談機関・支援機関へ行く人が非常に少ない。DVを受けている人は、そもそもカードが置いてある所へ出向くこともできない。そのような一番支援が必要な所に情報が届いていない。

(京都府)

- 今回資料に提出している相談件数は内閣府の統計で、第三者（家族・知人等）からの相談件数は含まれていない。

ご本人が動けないのが実態と考える。どのような形で相談先を伝えるのが一番良いのか、マインドコントロール的な状態で、相談する気力すらない被害者の方をどのように支援先へつなぐかが課題と考えている。

- 警察のデータで、援助の実施状況のうち110番通報登録とは何を指すのか。

(京都府)

- 生命・身体等に危害が及ぶであろうと判断できる一定の条件を設け、被害者の電話番号を登録し、被害の状況等を再度説明いただくことなく即時対応できるシステムである。

- ステップハウスについて詳細を。

(京都府)

- ご自身に自立する力があるが、居宅が見つからない場合の利用を想定している。府営住宅の優先入居は随時ではなく最長3か月待つ場合もあるため、一時保護でなく地域で生活できる方に活用いただく。

- 一時保護の減少は、長期滞在者があり、空室がないということか。(キャパシティの問題で減少しているのか。)

(京都府)

- 一時保護所は原則1世帯1部屋使っていただく。受け入れ枠は従来の11居室から、平成22年度の家庭支援総合センター開所時に、18居室まで増。受け入れた世帯数は、最大時でも15世帯程度である。

- 苦情処理体制について、事例がある場合は京都府男女共同参画課へ申し出るのか。

(京都府)

- 府男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画審議会において処理する。市町村と府、市町村の中での男女共同参画担当課と福祉部局などの横のネットワーク、連携が重要と考えている。

- 市町村に対する働きかけとは具体的にどのようなことか。市には女性センターがあり相談員・相談スペースが常置されているが、町では担当課が教育委員会にあったり、一人担当であったりしている。一人では異動によりスキル・ノウハウも失われる。相談スペースもないため、チラシ等も置けず、トイレ等においても消化されずに期間が過ぎている。住民にとって居住地が市であっても町であっても必要な支援は同じである。
児童虐待に関しては10/10補助金があり事業等が進んだが、DVには補助金をつけて体制整備はできないのか。

(京都府)

- 児童虐待に対する体制整備はこども未来基金があり活用できた。市町村においては、DV被害者の入口の相談もあるが、被害者の方がその地域で生活されている、そのサポートも一つの役割と考えていることから、庁内の連携をお願いしたい。男女共同参画担当課だけでなく、生活保護、子育て、保健等窓口でDVの被害者が相談に行かれる。その情報共有・情報集約をし、庁内連携をお願いしたいと考えている。
府の役割としては、市町村職員への研修、ネットワークをどのように築くかのノウハウの提示などを考えている。北部においては近隣市町村との広域的なネットワークがある。被害者にとって相談窓口の増加につながっており、府の他地域でも広がりが必要である。そのような取組の手助けを京都府が実施していきたいと考えている。
- 府市連携・市町村庁内ネットワーク等は今回の改定でぜひ議論したい大きなテーマである。京都市の相談センターもできており、今後必要である。
一時保護から帰宅した方にも地域での継続相談等の配慮が必要。
- 地域生活サポーターは数値目標で70名養成としているが現状42名。北部での養成・活用に課題あるのではないか。

(京都府)

- サポーターは話し相手となる寄り添い支援、関係機関への同行支援、手続きの支援等をしていただく。社会福祉士等資格者に全5日の研修を受けていただき(全講座必修)、活動いただく。
- 一時保護所を退所後に社会的に孤立する可能性が高い被害者に対して、自立に向けた支援を行っている。試行錯誤しながらだが、家庭支援総合センターで個人別の支援計画に基づいて実施している。一時保護所退所後の支援がなければ、帰宅される可能性も高く、地域において孤立からサポートする大きな役割を持っていると考える。

- 連続講座であれば北部から京都市内まで研修に通うことや、北部での活動は困難ではないか。

(京都府)

- 実際の登録者は京都市内が中心となっており、北部は少ないのが現実である。対象となる被害者とのマッチング等、大きな課題である。被害者の方がサポーターに依存度が強くなならないよう、サポーターの負担感にも配慮しながら進めている。地域性や、どのケースにどのようにかかわってもらうかは今後の課題である。

- サポーターについては集中して議論したい。

- 一時保護の同伴児童が少なくなり、乳幼児では20-24年度で半減以下となっている。少子化が影響しているのか。

(京都府)

- 分析していないが、一時保護入所者はお子さん（小さいお子さんを含め）を同伴される方が多い印象。あくまでも印象だが、たくさん（3, 4人）のお子さんを連れて入所される方は少なくなっているように感じる。

- DV防止法についての認知は進んでいるが、府の施策全体が認知されておらず、特に重篤な被害者の方に届いていない。警察のデータにあるその他の刑法犯はDVに限らず一般的にも粗暴・暴力的だと考えられる。こういった層への啓発も必要。

被害者が誰にも相談しなかったり、暴力を見聞きした人間がどうしたらいいか分からない現状が調査で見えてきた。周囲の人間は二次加害者にならないことが最低限だが、能動的に動いてもらおうとすると、自身の安全確保も必要。このような相談される可能性がある方に対してどのような啓発をするかが課題である。

- 40～60歳代以上の方は特に、DV行為をこれが夫婦関係の当然の姿と思っており、DV被害に気付いていない。また、被害に気付いても、離婚して経済的な自立は大変な問題である。被害者の中で世代間の格差ができており、その他、障害があったり、借金を抱えている場合など。多様な問題が重なっている。

(京都府)

- チラシ・カード等は統一のものを作っても個々の状況に対応できていない。本当に必要な所へ情報が届くよう、個別性の強い啓発を意識しなければならないと課題に考えている。

- 加害者（親）と子の面会について、子に対して直接暴力がない場合は面会させるというのが司法の判断であるが、府において何か支援は行っているか。

（京都府）

- 交流面会に関しては取組めていない。一時保護期間中に、同伴児童も生活リズムを整え、学習等の機会を設けることで、行動が落ち着き・精神的に安定しているのが見える。地域に帰った時に、母子世帯になっているので、地域の中で子を見てもらいたい。そういう関係に取り組んでいる。
- 新しい論点である。親のための（被害者と加害者の）面会は断固反対だが、子どもの利益はどうあるか裁判所も定まっていない場合がある。子の意見をどう聞くか。聴取の仕方など関心はあり、踏み込んで議論してサポート体系的にできるようにしたいが、司法の仕組みに行政施策的にどう関係できるか。
- 子は親が DV 関係にあったことを誰にも説明を受けておらず、自分自身にも虐待があったことや、被害について誰にも話せなかった。臨床心理士にジェンダーの視点がない。DV家庭に育った子がDV夫と結婚しているなど連鎖もあり、子どもに対してのアプローチはぜひ議論したい。
- 日本の司法は親権中心である。子の権利についてどうあるべきか、その観点を取り入れたい。今回の改定には新しいテーマも追加できるのか。

（京都府）

- 可能である。
- DVだけでなくストーカー、児童虐待についてもアプローチが必要では。縦割りではなく横の繋がりも考えて、現実に対応できるような計画にし、活かしたものにしてほしい。突っ込んだ姿勢で議論を積み上げたい。
- 高齢者虐待についても実態はDVであるなど、繋がっているのが現実である。加害者対策には全く取組めていない。海外では、加害者に対して諫めるボランティアがあり、怒りのコントロールなどにも取り組んでいる。自治体レベルでどこまでできるか課題はあるが、考えていきたい。
- サポーターは支援のキーパーソンである。スーパービジョンがこれから大切になる。